

平成24年度 事業報告（概要）

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

1 本年度実施した主要事項

(1) 障害者総合（自立）支援法における新事業体系への移行

白兔はまなす園、障害者福祉センターあさひ園（入所）、旧境港通勤寮について、平成24年4月に新事業体系へ移行しました。移行後の運営状況を検証し、就労継続支援A型事業所などの新たな事業展開の検討を行いました。

(2) すずかけの移転新築

平成23年度から建設を行っていたすずかけについて、平成24年4月に竣工し、同5月に開所しました。作業環境の改善と最新設備・機器を活用した作業により利用者の工賃増収を図るとともに、就労支援事業の拡充を行い、新規利用者の増加を図りました。

(3) 羽合ひかり園従たる事業所「アトリエ」の運営開始

平成24年4月から倉吉市で活動していた小規模作業所「アトリエ」の運営を引き継ぎ、作業所から継続して利用する利用者が安心できるサービスを提供しました。

また、今後の地域ニーズに対応できるように、老朽化している羽合ひかり園通所施設（母来寮の旧作業室）と統合し、羽合ひかり園敷地内に、補助金を活用して、新たに日中活動施設を建設することを計画しました（平成25年度事業）。

(4) 障がい者の地域移行の推進

鳥取市鹿野町内（すずかけ隣接地）に、補助金を活用して24時間支援型のケアホーム2棟を建設しました（平成25年3月竣工）。また、開設に向けて、利用者の移行準備等を行いました。

その他にもグループホーム・ケアホームの新規開設及び旧境港通勤寮利用者の地域移行を計画していましたが、鳥取県における障がい者グループホームの取扱い変更の影響により、新規開設は見送ることとなりました。

(5) 中部圏域の在宅支援の強化

倉吉市内に障害者相談支援事業所「障害者支援センターくらのよし」を開設し、障がい者の在宅支援を強化すると共に、「中部圏域障がい者地域自立支援協議会事務局」を受託し、中部圏域における障がい者福祉の向上に寄与しました。

また、巖城はごろも苑内に居宅介護支援事業所を開設し、地域包括ケアシステムの考え方に基づいて、高齢者の在宅支援を強化しました。

(6) 大規模修繕等

利用者サービスの向上、職員の介護負担軽減を図るため、浴室・浴槽改修工事（西部やまと園、三津白寿苑）、トイレ改修工事（西部やまと園、白兔はまなす園、あさひ園、巖城はごろも苑）を行いました。

建物の老朽化に対応するため、屋根改修工事（白兔はまなす園、羽合ひかり園、厚和寮、巖城はごろも苑）や床面貼替工事（羽合ひかり園）を行いました。

改正消防法令に対応するため重油タンク設置・改修工事（白兔はまなす園、あさひ園、厚和寮）を行いました。

老朽化した電話設備の改修工事（事務局他福祉センター内6施設）を行いました。

(7) 鳥取県特別養護老人ホーム施設整備事業等への応募

地域福祉の向上と法人経営の基盤強化を図るため、鳥取県が募集していた特別養護老人ホーム施設整備事業（鳥取市内）に応募しました。（募集延長のため平成25年度へ繰り越し）

鳥取市が行った認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）事業者の公募にも応募したが、選定されませんでした。

2 社会福祉事業及び公益事業の実施状況

- (1) 第一種社会福祉事業(14施設 入所定員1,090名、通所定員561名)
 - ア 自主経営施設(11施設)
- (2) 第二種社会福祉事業(2施設6事業)
 - ア 施設(2施設)
 - イ 自主事業(4事業)
 - ウ 受託事業(2事業)
- (3) 公益事業(2施設10事業)
 - ア 施設(2施設)
 - イ 自主事業(1事業)
 - ウ 受託事業(9事業)

3 理事会、評議員会、監査及び施設長会

- (1) 理事会 3回開催
- (2) 評議員会 3回開催
- (3) 監事による監査 決算監査1回実施
- (4) 施設長会 7回開催

4 経営に関する事項

- (1) 経営基盤の確立
新社会福祉法人会計基準への円滑な移行を目指し、会計システムの選定準備などを行いました(平成26年度移行予定)。また、今後の建替え・改修計画を策定するため、施設の老朽化調査を行いました(平成24年度は東部地区5施設実施)。その他にも、人事管理システムや障害者ケアプランシステムなどの導入により、情報の一元管理や業務の省力化を図りました。
- (2) 中・長期計画の策定
第1次計画期間が平成24年度で終了することを受け、法人・施設の経営状況や社会動向を踏まえ、第二次中・長期計画(25年度~29年度の5年間)の策定を行いました。
- (3) 指定管理施設受託に向けた取り組み
平成25年夏の次期指定管理者の選定に向けて業務の総括等を行い、指定管理受託等の準備を行いました。
- (4) 法令遵守(コンプライアンス)の徹底
障害者総合(自立)支援法の一部改正により、障害者施設・事業所においても「業務管理体制の整備」が義務化(平成24年10月施行)されたことを受け、改めて業務管理体制を見直しするとともに、「鳥取県厚生事業団業務管理体制要綱」に基づき、社会福祉法及びその他の関係法令、当事業団規程等を遵守し、適切な事業の執行に努めました。
- (5) 福祉サービスの向上
平成24年度は9施設が第三者評価を受審し、更なるサービスの質の向上に努めた。
- (6) 人材育成
 - ア 「鳥取県厚生事業団職員研修事業実施要綱」に基づき新規採用職員研修、業務別研修、その他各種職員研修を実施し、人材育成を図りました。
 - イ 資格取得の促進に努め、24年度は延べ37人の職員が国家資格(介護福祉士等)を取得しました。
 - ウ 鳥取県から3つの研修事業(障がい福祉従業者等研修事業、障がい者就労支援セミナー開催事業、介護職員等の喀痰吸引等研修事業)を受託し、実施しました。事業実施にあたり、当法人の職員が講師等を務めたことにより、豊富な優れた人材を有し、十分に研修機関としての役割を果たしえることを、内外にアピールできたと同時に、職員の自己研鑽の機会となり、資質向上につながりました。